

令和3年（行コ）第270号 未払賃金・損害賠償請求控訴事件

控訴人 田中 まさお

被控訴人 埼玉県

意見陳述書

2022（令和4）年3月10日

東京高等裁判所第17民事部 御中

控訴人 田中 まさお

第1 はじめに

今日からいよいよ控訴審が始まりました。私がさいたま地方裁判所に訴えを起こしてから3年半の間、様々な勉強をさせていただきました。被告の考え方を知り、裁判所の判断ももらいました。おかげさまで大きく成長をさせていただきました。これから控訴審に向けて、新たな気持ちで望みたいと思っています。

まず初めに申し上げたいことがあります。

『不公平です。』

裁判所は、法律を正しく解釈・適用し、世の中から不公平を無くしてくれるのではないですか。『なぜ公立学校教員だけが無賃で働かされるのですか。』

一般の労働者も、私立学校や国立学校の教員も、勤務時間外に働けば労働と認められ、通常は残業代が支払われます。しかし、公立学校教員は、勤務時間外に働いても自主的なものとされ、労働と認められてきませんでした。

公立学校教員についても、業務に携わった時刻が勤務時間内か勤務時間外かではなく、業務の内容や発生の仕方、雇用主の管理下にあったかどうかを見て、労働に当たるかどうかの判断をして欲しいです。

私は、教員の時間外勤務が労働に当たることを裏付ける数々の証拠を提出してきました。そして、勤務時間内で仕事を終わりにすることはできないと主張

してきました。これに対して、被告は、私の勤務状況を調べることなく、「与えられた仕事が勤務時間内に終わらないとは限らない。」と述べただけで、勤務時間内に仕事を終えることが可能であったという立証をしていません。

学校長が時間外勤務によって命じることができない超勤4項目以外の仕事を、私は職員会議などを通じて明らかに命じられています。その仕事を勤務時間内に終えることができず、時間外勤務で対応することを余儀なくされてきました。それがなぜ自主的になるのですか。仕事が勤務時間内で処理できない場合は、勤務時間の割り振りをするという法律で決められたことも実行されていません。さらに、学校長は、登校指導などの時間外勤務を間違いなく命じています。これで法律が正しく守られているといえますか。

また、私たち教員には休憩時間がありません。1日45分の休憩時間を与える法律に違反しています。私は、証拠を提出して休憩時間に仕事を命じられた事実を明らかにしました。裁判所もその事実を認めました。

しかし、教員に時間外勤務をさせることは違法であるという私の主張は認められず、請求は棄却されました。不公平ではありませんか。『不公平です。』

裁判を起こして3年半が経った今もなお現場は変わりません。

ここまで来ると、自主的な業務の体裁を取りながら、まさに校長の職務命令と同じように、私の自由意志を極めて強く拘束するような形で時間外勤務がなされているとしか言いようがありません。しかも、それが日常的に長時間にわたり、時間外勤務をしなければ事務処理が終わらない状況が常態化しています。

労働基準法・給特法によって、時間外勤務を命じることができないはずであるにもかかわらず、私には無定量な仕事が課されていました。家での持ち帰り仕事や休日出勤などは証拠がないため訴えに含めることができませんでしたが、私が健康や福祉を害していたことは間違いありません。私の自由な時間をこれだけ奪っておきながら、健康や福祉を害していないといえるのでしょうか。

私は、今日をもって、このように教員が自主的という名の下に労働を強いられている現状を、『強制労働』と言わせていただきます。

第2 さいたま地裁判決について

1 判決を受けて

私は、教員生活の38年間、ずっと大きな勘違いをしてきました。

教員の時間外勤務が、学校長が命じたものではなく教員自らが自主的に行っている行為である、つまり労働ではないと扱われていることを、全く知らずに働き続けてきたのです。自分が行ってきた仕事は、学校長に命じられた仕事だと思って、無理をして働いてきたのです。

被告の教育委員会や学校長は、教員の時間外勤務は、学校長が命じたものではなく教員自らが自主的に行っている行為であり、労働ではないと考えているということを、私たち教員に全く知らせていません。そのことによって被告が大きな利益を得てきたことは明白です。私は大きな憤りを感じています。

被告は、教員には時間外勤務を命じられないことを承知しながら、私たち教員に、時間外勤務に至るような膨大な仕事を課してきました。このことについて、被告の責任は免れられないと思います。

職員会議で提案された仕事は終わらせなければならないという思いは、私だけではなく、教職員の誰もが持っていました。私たちは、とにかく早く仕事を終わらせることで精一杯でした。仕事が終わらなくても構わないという選択肢は全くありませんでした。その日のうちに仕事を終わらせてから帰るか、次の日に回すかの選択肢だけでした。そうして時間外勤務をするのが当たり前となり、1時間早く来て2時間残業して帰るのが体に染みついていた。学校長は仕事を減らす気配がありませんでした。これは毎年のことなので仕事は増えるばかりです。残業代が支給されないならば仕事は減っていくはずと思っていましたが、むしろ仕事は増えていくばかりでした。裁判を起こす以前の私は完全に洗脳されていました。いつ病気になっていてもおかしくない状態でした。

ところが、さいたま地裁判決は、教員の時間外勤務には自主的な部分があり、それは労働ではないと判断しました。私はこの判決を受けて、自分たちが行ってきた時間外勤務は自主的ではない、そもそも『自主的かどうかは自分が決めることで、管理者が決めるのはどう考えてもおかしい』と感じました。

2 判決の問題点

さいたま地裁判決の問題点について、私は次のように考えています。

- ① 私は、裁判を通じて、学校長が命じることができない超勤4項目以外の仕事の存在を明らかにしてきました。その結果、裁判所は、学校長が勤務時間外の登校指導や朝会準備等を命じた事実や、休憩時間中に学校行事や会議を入れて休憩を取らせなかった事実を認めました。しかし、このような労働基準法違反の事実が認められながら、私の請求は棄却されました。

この判断には、大きな問題があります。雇用主である被告の法律違反行為の存在を認めながら、その被告の責任が全く問われないのは不合理です。判決は、自主的業務と渾然一体となっているから学校長に注意義務違反はないと判断しましたが、登校指導や休憩時間中の業務を命じた学校長は、明らかに労働基準法に違反する労働の存在を認識しています。それを混然一体となっているから認識できないという判断はおかしいです。弱い立場にある労働者保護の意識に欠けている判決になっています。

- ② 判決は、教員の時間外勤務は、自主的労働と校長の指揮命令下の労働が混然一体となっているため、時間管理が難しいとしました。

しかし、私が勤務時間外に行ってきた仕事は、明らかに自主的労働ではなく、学校長に命じられた仕事です。渾然一体という判断に間違いがあります。

雇用主が労働者に「自主的労働」を求めてはいけません。力関係で上位にある雇用主の都合によって、下位にある労働者に「自主的労働」を求めることは、事実上、労働を強制することに当たります。

教員の時間外勤務は、教員が自主的に行ったものではありません。自主的という名の下に、やらざるを得ない状況に置かれ、強制されたものです。

この「自主的」という前提がある限り、「業務量の改善」や「労働基準法の遵守」に手がつけられることはありません。

- ③ 被告は、私に時間外勤務は命じていないと主張しています。これに対し、私は、勤務時間内に仕事が終わらない仕事を命じることは、時間外勤務を命じることと同じであると主張してきました。

判決は、勤務時間外の個々の仕事の一部を教員の労働として認めましたが、一方で自主的な仕事と校長の指揮命令下の労働が渾然一体となっており時間管理が難しいと述べ、被告が私に時間外勤務を命じた事実があったかどうかを判断しませんでした。これは、私の主張に対する判決にはなっていません。

- ④ 判決では、私が行っていた個々の仕事について、それぞれ労働として認められるかどうかを吟味しました。大変な仕事をして頂いたことには感謝しています。しかし、私が挙げた業務の一部しか労働と認めなかった判断には納得していません。裁判所には、仕事の内容や仕事が発生した背景、学校長や教育委員会、文科省がどのように関与したかといった観点から、労働時間に当たるかどうかを考えて頂きたいです。

また、判決は授業の準備は1コマ5分で足りると判断しました。しかし、授業は学習指導要領に沿って行われるものであり、その授業に対する準備が1コマ5分でできるはずがありません。学習指導要領に沿った授業を行うには、指導要領の内容を把握して、教材をどのように使って授業を展開していくか、綿密な準備が必要です。それを私たち教員は教材研究と呼んでいます。判決では、この教材研究が教員の労働として認められていません。教材研究の労働時間はゼロです。教材研究なくして授業の準備はできません。

このように、判決は、教員の労働を著しく低く評価しています。

- ⑤ 判決は、労働時間として認められた勤務時間外の仕事は、正規の勤務時間内の空き時間にできたはずであると判断しました。これも大きな誤りです。

私は、時間外勤務における教員の仕事を、証拠によって明らかにしました。私はこの仕事を正規の勤務時間内にすることができなかったが故に、時間外勤務をしなければなりませんでした。

これに対し、被告は「正規の勤務時間内に仕事が終わらないとは限らない」と主張しましたが、正規の勤務時間内で仕事ができたことについて具体的な事実を述べたわけでも、証拠を提出したわけでもありません。被告は、正規の勤務時間のどこの場面でどのような仕事を行うことができたのかを具体的に明らかにしていません。判決は、私が時間外勤務で行っていた仕事が正規

の勤務時間内にできたかのように判断しましたが、事実には反しています。

私は、正規の勤務時間には、その時々に応じた仕事を学校長より課せられていました。一方で、私が時間外勤務で行っていた仕事を、正規の勤務時間内に行うよう学校長から具体的に指示されていた事実はありません。私は、正規の勤務時間内には、子供たちの対応をはじめとする膨大かつ数限りない仕事に追われ、休憩時間を取ることができないほど、トイレに行くことを1時間後に後回しにして我慢するほど、忙しい時間を過ごしていました。空き時間などありません。学校長もそれを承知しているため、空き時間に仕事をすることは命じなかったのです。

正規の勤務時間内における教員の仕事は、膨大かつ数限りなくあり、証拠をもって全て明らかにすることは困難です。ただ、正規の勤務時間内には、学校長の指揮命令の下、仕事に携わっていたことは事実です。そして、私は、正規の勤務時間内では仕事を終えることができなかったという事実に基づき、時間外勤務の主張をしました。

このように、私が勤務時間外に行わざるを得ない仕事に携わっていた事実に対して、被告が具体的に反証していないにもかかわらず、その仕事は「勤務時間内にできた」とした判決は、極めておかしいと思います。

第3 東京高裁での控訴審について

1 控訴人の訴え

この裁判は、教員が勤務時間外において超勤4項目以外の仕事に従事しているという事実について、その違法性を問う裁判です。

学校長は、超勤4項目以外の仕事について時間外労働を命じることはできません。しかし、学校長が命じることができないはずの超勤4項目以外の仕事のため、私は月約60時間の時間外労働、無賃残業に従事しました。労働基準法32条は、1日8時間を超える労働をさせることを認めていません。ここには明らかに法律違反が存在します。被告はこのことから目を背けてはいけません。被告は雇用主なのです。私は、裁判を通じてこの事実を証明し訴えてきました。

2 控訴審で理解してほしいこと

① 教員は本来の仕事で精一杯です。

私の訴えは、自主的な仕事に対するものではありません。私が訴えている時間外勤務は、全て、教員の本来の仕事、あるいは学校長から命じられた仕事です。その根拠は、教員の仕事は、職員会議や学習指導要領などを通じて発生していることにあります。

そもそも、全ての労働者にとって言えることですが、出勤時刻とお客さんを迎え入れる時刻が同時であるのは無理があります。教員にとっても同じことです。教員の出勤時刻である8時30分から、児童の朝自習、朝読書、チャレンジタイム、全校朝会などを始めることができるのは、教員が出勤時刻前から準備をしているからです。

また、小学校における児童の在校時間はほぼ8時間です。それに対して教員の勤務時間は7時間45分です。このことだけを考えても無理があります。教員に児童の管理責任がないのであれば理解できますが、クラスの児童の管理責任は担任教員が担っています。7時間45分の勤務時間では足りません。自主的以前の問題です。さらに、近年は、児童の安心安全の確保が教員により強く求められ、教員が児童に対して責任を持つ時間は益々増えています。

さらに、教員は児童が帰った後にも莫大な仕事を課されています。次の日の授業の準備はもとより、テストやプリントの丸付け、宿題や提出物の確認、様々な書類の提出等、仕事を挙げたらきりがありません。

このようにして、教員の時間外勤務が発生しているのです。

② 学習指導要領に則った授業が教員の主たる仕事です。

私たち教員は、指導要領に則って授業を進める責務を負っています。そのためには最低限の教材研究が必要です。指導要領の把握だけでも簡単ではありません。その上で授業を構成します。しかも毎日5時間の授業を行います。児童が在校中に教材研究は出来ませんので、児童の下校後になります。しかし、児童の下校後にも教員には様々な仕事が課せられており、教材研究は後回しです。判決では、授業の準備時間は1コマあたり5分とされていました。

1コマ5分では教科書を見るだけで終わりです。これで指導要領に則った授業になるのでしょうか。子どもたちの教育を受ける権利は守られているのでしょうか。答えは否です。

③ 仕事の発生は職員会議が主に担っています。

仕事が発生する場は主に職員会議です。学校長が教員に仕事を「命じる」という言葉を私は過去一度も聞いたことがありません。それでも仕事が発生するのは、職員会議を通った仕事には携わるのが慣習だからです。職員会議にどんな提案がされたのか、どんな仕事が発生したのかを見て下さい。

④ 私の訴えは労働基準法の遵守を求めるものです。

全ての労働者には労働基準法が適用されます。公立学校教員も同じです。しかし、教員には1日8時間を超える労働が日常化しており、残業代は支給されません。全て無賃労働です。勤務時間内に終わらない仕事を学校長から命じられているにもかかわらず、終業時刻を過ぎた瞬間に、教育委員会からは「貴方の仕事は自主的なものです。労働ではありません。」と言われてしまいます。どう考えても不合理です。労働とは何か。働くとは何か。深く考えた上で判断することを求めます。

第4 最後に

私たち教員には、時間外勤務に対して、「する」「しない」の選択の自由がありません。それにもかかわらず、教員に自主的労働を求めることは、「強制労働」に当たります。

教員の時間外勤務は、通常業務の延長線上にあります。通常業務の量が多すぎて、勤務時間内では終わりません。それでも次から次へと上から仕事が課されます。教員に仕事を課しても、賃金が発生しないからです。教員に仕事を課しても、使用者に罰が与えられないからです。その結果、私たちは、仕方なく時間外勤務を行っているのです。自ら好んで時間外勤務を選択しているわけではありません。そうである以上、れっきとした労働として認められるべきです。

私は、全国の教員から SNS を通じて色々な悩みを聞いてきました。この裁判

に対する皆さんの関心の高さには驚くばかりです。全国から注目をされている裁判です。

「自主的な労働」を容認するような判断は、国際社会では到底通用しません。日本は民主主義国家です。国際社会に向けて自信を持って答えることのできる、公平な裁判所の判断を宜しくお願いします。

以上